

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

公益財団法人あきた企業活性化センター役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、法令及び公益財団法人あきた企業活性化センター定款（以下、「定款」という。）第17条及び第31条の規定に基づき、公益財団法人あきた企業活性化センター（以下「センター」という。）の役員及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の種類)

第3条 役員等の報酬は、常勤役員にあつては常勤役員報酬とし、非常勤役員及び評議員については、非常勤役員等手当とする。

- 2 前項に定める報酬のほか、公認会計士又は税理士から選任された監事については、非常勤役員等手当とは別に監事手当として別途報酬を支給することができる。
- 3 役員等には賞与及び退職金は支給しない。

(常勤役員報酬の決定基準)

第4条 各常勤役員報酬月額は、それぞれ次の各号に掲げる額を超えない範囲で、評議員会で決定する。

- (1) 理事長 50万円
- (2) 専務理事 40万円
- (3) (1)及び(2)以外の理事 35万円

(非常勤役員等手当)

第5条 非常勤役員等手当は、理事会又は評議員会へ出席した場合にその都度支給する

こととし、日額1万円とする。

- 2 前項の場合、非常勤役員及び評議員の所属機関の規定により支給を受けられない場合は、当該役員には支給しない。

(監事手当)

第6条 監事手当は、月額5万円を支給することとし、支給方法等については、常勤役員報酬の支給の例による。

(報酬の支払方法)

第7条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 常勤役員報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規程により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人あきた企業活性化センター役員報酬等規程（平成57年4月1日施行）及び財団法人あきた企業活性化センター役員等の謝金等に関する規程（平成12年4月1日施行）は廃止する。